

兵庫県公報

令和元年9月30日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）

- 1 共益費を徴収する普通県営住宅の範囲については、県が独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は兵庫県住宅供給公社から借り上げ、普通県営住宅として転貸する住宅と規定しているところ、機構が当該普通県営住宅の一部を民間事業者に譲渡したことから、引き続き当該民間事業者に譲渡された住宅についても、その入居者から共益費を徴収することができるよう、規定の整備を行うこととした。
- 2 借上げをしている住宅の名称が変更されたことに伴い、当該変更に係る普通県営住宅の名称を改めることとした。
- 3 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	明石松が丘第2住宅	明石市松が丘5丁目	146戸

- 4 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通中層耐火住宅 5団地 386戸
普通簡易耐火住宅 3団地 18戸
- 5 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 4団地 51戸
普通中層耐火住宅 1団地 1戸
- 6 県営住宅に設置する駐車場を整備し、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 の限度額（円）
明石松が丘第2住宅駐車場	明石市松が丘5丁目	8,200

- 7 4の用途廃止に伴い、次の県営住宅の駐車場を廃止することとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 の限度額（円）
篠山郡家テラス住宅駐車場	丹波篠山市郡家	3,600

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第17号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第27条中「県が独立行政法人都市再生機構又は兵庫県住宅供給公社から借り上げ、普通県営住宅として転貸する住宅」を「別表第1の2の部に掲げる普通県営住宅」に改める。

別表第1中「第18条関係」を「第18条、第27条関係」に改め、同表1の部普通高層耐火住宅の款中185の項を186の項とし、184の項を185の項とし、183の項の次に次のように加える。

184	H29	明石松が丘第2住宅	明石市松が丘5丁目	8階建	23	0.6674	41,000
					16	0.6674	41,900
					16	0.8868	56,500
					30	0.8868	57,400
					16	0.9206	56,500
					10	0.9206	57,400
					15	1.0564	67,300
					8	1.0564	68,300
					12	1.2082	76,900

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款9の項中

「

296	0.4640	24,600
-----	--------	--------

」

を

「

213	0.4640	24,600
-----	--------	--------

」

に、

「

68	0.4752	24,600
2	0.4772	25,400

」

を

「

53	0.4752	24,600
1	0.4772	25,400

」

に、

「

3	0.4996	28,300
---	--------	--------

」

を

「

2	0.4996	28,300
---	--------	--------

」

に改め、同款11の項を次のように改める。

11	削除	
----	----	--

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款50の項中

「

231	0.3944	21,400
43	0.4032	21,400

」

を

「

132	0.3944	21,400
25	0.4032	21,400

」

に、

「

1	0.4072	21,900
1	0.4080	22,000
1	0.4088	22,100

」

を

「

1	0.4080	22,000
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.4380	22,300
1	0.4390	25,600

」

を

「

1	0.4380	22,300
---	--------	--------

」

に改め、同款131の項中

「

21	0.5033	38,100
9	0.5143	38,100
20	0.5387	38,800
10	0.5506	38,800
6	0.5565	40,200

」

を

「

6	0.5565	40,200
---	--------	--------

」

に改め、同款143の項中

「

28	0.5633	42,600
1	0.5645	43,100
8	0.5756	42,600
73	0.5880	42,700
23	0.6008	42,700
1	0.6028	43,200

」

を

「

1	0.5645	43,100
51	0.5880	42,700
17	0.6008	42,700

」

に、

「

1	0.6042	48,700
1	0.6472	49,300

」

を

「

1	0.6042	48,700
---	--------	--------

」

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款10の項を次のように改める。

10	削除
----	----

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款13の項を次のように改める。

13	削除
----	----

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款20の項を次のように改める。

20	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款93の項中「フレール長田大丸町住宅」を「ヴィラナリー長田住宅」に改め、同款97の項中

「

7	0.8598	70,200
4	0.8598	70,900

」

を

「

6	0.8598	70,200
3	0.8598	70,900

」

に、

「

1	1.2188	88,200
2	1.2188	91,600

」

を

「

1	1.2188	88,200
---	--------	--------

」

に改め、同款101の項中

「

2	0.7075	67,600
1	0.7075	67,800
5	0.7075	68,300
5	0.7075	69,000

」

を

「

1	0.7075	67,600
1	0.7075	67,800
3	0.7075	68,300
2	0.7075	69,000

」

に、

「

1	0.7075	70,400
1	0.7075	71,100
1	0.8685	79,300
1	0.8685	81,600
1	0.8685	82,500
1	0.8685	83,000
1	0.8685	83,200

」

を

「

1	0.8685	82,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8685	84,000
1	0.8685	84,400

」

を

「

1	0.8685	84,000
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8685	85,700
1	0.8685	87,500

」

を

「

1	0.8685	85,700
---	--------	--------

」

に、

「

3	0.8879	83,000
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8879	83,000
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8879	85,700
2	0.8879	87,900
1	0.9596	85,600
1	0.9596	86,100

」

を

「

1	0.8879	85,700
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9596	87,900
1	0.9596	88,700

」

を

「

1	0.9596	87,900
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.9649	92,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9649	92,200
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9649	93,800
1	1.1330	96,500
1	1.1330	99,200

」

を

「

1	1.1330	96,500
---	--------	--------

」

に、

「

3	1.1330	100,400
---	--------	---------

」

を

「

2	1.1330	100,400
---	--------	---------

」

に、

「

1	1.1523	93,900
1	1.1523	96,800
1	1.1523	97,100

」

を

「

1	1.1523	96,800
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.1523	100,300
---	--------	---------

」

を

「

1	1.1523	100,300
---	--------	---------

」

に、

「

1	1.1523	101,900
1	1.1523	102,700

」

を

「

1	1.1523	101,900
---	--------	---------

」

に、

「

1	1.2188	104,800
3	1.2188	105,900

」

を

「

2	1.2188	105,900
---	--------	---------

」

に、

「

1	1.2188	108,600
1	1.2188	109,500

」

を

「

1	1.2188	108,600
---	--------	---------

」

に、

「

1	1.2381	105,800
1	1.2381	107,500

」

を

「

1	1.2381	105,800
---	--------	---------

」

に改め、同款102の項中

「

1	0.6754	68,900
1	0.6754	70,300

」

を

「

1	0.6754	68,900
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.6754	71,800
1	0.6754	72,400

」

を

「

2	0.6754	71,800
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8349	82,600
1	0.8349	83,900

」

を

「

2	0.8349	82,600
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8349	87,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8349	87,300
---	--------	--------

」

に、

「

5	1.0979	98,400
---	--------	--------

」

を

「

4	1.0979	98,400
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1914	112,100
1	1.1914	113,200

」

を

「

1	1.1914	112,100
---	--------	---------

」

に改め、同款106の項中

「

1	0.6746	66,800
1	1.0157	90,200
1	1.1232	99,500
1	1.1232	100,500
1	1.1397	100,200
1	1.2363	105,300
1	1.2363	105,900
1	1.2545	105,100
1	1.3895	113,300
1	1.3895	115,000

」

を

「

1	1.0157	90,200
1	1.2363	105,300
1	1.2545	105,100

」

に改め、同表 2 の部普通中層耐火住宅の款54の項中

「

1	0.6808	47,800
1	0.6808	50,400

」

を

「

1	0.6808	50,400
---	--------	--------

」

に改める。

別表第 5 明石松が丘住宅駐車場の項の次に次のように加える。

明石松が丘第 2 住宅駐車場	明石市松が丘 5 丁目	8,200
----------------	-------------	-------

別表第 5 篠山郡家テラス住宅駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。